

ガイドライン運用面の見直し
第9回ワーキンググループ
(環境社会配慮の手続き)
「緊急を要する場合の環境社会配慮確認」

日時 平成26年12月15日(月) 14:01～16:25
場所 JICA本部1階 112会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称略）

作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
塩田 正純	元 工学院大学 工学部 建築学科 教授
柴田 裕希	東邦大学 理学部 専任講師
谷本 寿男	元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 / 社会福祉法人 共働学舎 顧問
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
松下 和夫	京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニアフェロー
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問 / 法政大学 国際文化学部 准教授

JICA

< 事務局 >

宮崎 桂	審査部 次長
山邊 卓	審査部 審査役
長瀬 利雄	審査部 環境社会配慮審査課 課長
柴田 夕羽	審査部 環境社会配慮審査課

午後2時01分開会

○長瀬 それでは時間になりました。作本委員がまだお越しになっていないようですが、もしよろしければワーキンググループを開催させていただければと思います。

今日は緊急を要する場合の環境社会配慮確認ということで運用面の見直しについてワーキンググループを開催させていただければと思います。

お手元にお配りしたパワポは、基本この前皆様と共有させていただいたものと同じです。一部用語のところでコメントをいただいたところを反映したのになっております。そこは質問のところで説明させていただければと思いますが、もし差支えなければ、これをいらっしゃっている委員で順にどんどん進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松下主査 説明資料は全部ご覧いただいているという前提で、早速質問、コメント及びその回答について順次検討していきたいと思います。

最初の二つは作本委員の関係ですので、これはとりあえず飛ばしまして、3番の塩田委員のコメントから確認を。塩田委員、いかがでしょうか。それから二宮委員にも同じ質問です。

○塩田委員 「自然災害や……公開します」とありますが、具体的に必要な場合とはどういう場合ですかということで、回答には環境や社会への重大で望ましくない影響など、可能性があると判断した場合。これは具体的にどういう、文章ではよくイメージがわからない。JICAが具体的にどういう。誰が判断するのですか。そのチームの責任者ですか。よく分からない。

○長瀬 最終的には責任ある人間が判断することになりますけれども。

○塩田委員 議論はされるのですか。

○長瀬 チームとして普通にやります。

○塩田委員 そういう意味付けがこの回答の中に入っていますということですか。

○長瀬 ご質問の趣旨を私が理解できているか分かりませんが、こういったことをきちんとやっていきたいと思っております。

○塩田委員 はい、分かりました。

○松下主査 よろしいですか。二宮委員の質問は過去の事例についてですね。

○二宮委員 同じですが、これまではないということなので、多分その時々のご判断ということなのでしょうが、もう少し事前のイメージなり、基準みたいなものがあると判断もしやすいし、あとからその判断を評価する場合にもなされやすいなと思ったのですが、今の段階では事例もないし、そのときになってみてというか、そういう必要性があることが俎上に挙がってきて、そのときの判断というような感じなのでしょう。今のところそれに対応できているということなので、もしかしたら将来的にはもう少し明確化したほうが良いような気も個人的にはいたします。

○松下主査 それでは、5番目については塩田委員のほうから質問ですが。

- 塩田委員 5番目は、「ランク付け」されていないというのは分かりました。
- 作本委員 ちょっと先へ。飛ばしてください。
- 松下主査 それでは先へ進みまして、6番の谷本委員の質問について。
- 谷本委員 これは具体的に略さずに書かれたほうがいいと感じました。そういうことで、そのようにしてください。
- 松下主査 7番についてはいかがですか。
- 塩田委員 文言の使い分けの話なので、回答は訂正しましょうということですから、これで。
- 松下主査 それでは、これは訂正していただくということで。
- 長瀬 訂正済みのバージョンが委員のお手元にあると思います。
- 松下主査 8番目、日比委員ですが。
- 日比委員 8番、9番は、スライド4も関わるのでここに入れていただいています、むしろ比重は後ろの16の実際の方針のところになりますので、そちらのときにさせていただければと思います。
- 松下主査 これは16番のスライドとまとめてやらせていただきます。
作本委員、そろそろよろしいですか。1番の全体に関わる質問ですが。
- 作本委員 遅れてすみませんでした。1番については特段区別はないということですが、このあたりの定義がよく分からないものですから。アフガニスタンで緊急復興支援が行われたのは存じておりますし、ここでも幾つか案件を取り上げたことは分かっていますが、このあたりの線引きは何かありますか。ないならば、このように行われておりませんということで分かりますが、全くないのは何か……。
- 宮崎 アフガニスタンのような内戦後の復興支援のように緊急性の高い状況と、通常案件とでどのような区別が行われているのか、という趣旨のご質問と理解してよろしいでしょうか。
- 作本委員 そうです。
- 宮崎 環境社会配慮に関しては、どんなに急ぐ案件であっても基本は省略しないことが望ましいと思いますので、なるべく省略しないようにする。ただし、この緊急を要する場合の措置に適用されたものについてだけは、環境社会配慮の一部の手続きを、簡単に言えば先送りするような形をとらせていただいているということだと思います。環境社会配慮以外の点で申し上げますと、自然災害等で荒廃して支援を待っておられる方々がおられるとするならば、急いで入らなければいけないので、早く初動に入れる手続きを取るものが今日議論になっているファスト・トラック制度だのご説明させていただければと思っています。
- 作本委員 私もその緊急とファスト・トラックの区別のところでメルクマールをどうされるのかと。また後で。ありがとうございました。
- 松下主査 それでは2番はいかがでしょうか。

○作本委員 まさにファスト・トラックとの解釈の区別ですが、緊急性でいうと時間的にはお話のように急いでいるということと、人道的その他で必要性が高い。その二つの要件があるような気がします。ファスト・トラックの場合には、それによって環境社会配慮をどうかませるかというか組み合わせるかという違いがあるというのは存じ上げていますが、ファスト・トラックの場合には手続きを急いでいるということもあるでしょうが、簡略化するというふうに見えるのですが。そのあたりは右のほうにも書かれていますが、どちらが上位なのでしょう。緊急時の措置という考え方とファスト・トラックという二つの時間短縮の手続きのどちらが上に立つのか。全く別概念と捉えていいのでしょうか。あるいは重なる部分があるこの二つの概念は。そういう整理はあるものでしょうか、ないものでしょうか、教えてください。

○長瀬 日比委員からも問20だったと思いますが、ご質問をいただいています。私どもの回答ではファスト・トラック制度では環境社会配慮面以外での意思決定の迅速化を図っているところでございます。今、宮崎からも説明がありましたが、仮にファスト・トラック制度が適用された場合であってもガイドラインのほうの緊急時の措置の対象に自動的になるわけではないです。それになって初めて環境社会配慮面の手続きが少し先送りされるという形になっておりますので、そのように整理していただければと思います。

○作本委員 はっきり使い分けがなされているのですね。どうもありがとうございます。

○松下主査 それでは2番については20番の回答を加味されるということで。

それでは少し飛びまして作本委員のコメント、10番を。

○作本委員 事例でJICAさんのほうで引いていただいた、2、3年間かけてマスタープラン作りをしたから、これは緊急ではないのではないかと、そういうご意見を基に書かれていたことです。私は2、3年かかる事業であるかどうかということと緊急性とは関係ないのではないかと。ものによっては重たい仕事もあるでしょうし。そういう意味では先ほどの緊急性に戻りますが、必要性和と急いでやる、進めるべきであると、そのあたりが重なったところにこのマスタープランが、マスタープランがなくて現場の事業を一遍にやれというわけでもないでしょうし、マスタープランがあったとなればこちらに2、3年かけることが、急がないはずであるという、そういう理由付けはちょっと難しいのではないかと気がしました。このマスタープランの2、3年かかるから緊急ではないという論理の流れは、大方当てはまるのでしょうか、当てはまらない例外もあるのではないかと感じがいたしました。単に交通整理だけのことでありますけれども。

○松下主査 それでは11番、谷本委員お願いします。

○谷本委員 ほかの委員がこの5件、緊急の措置をとられたということで、全てカテゴリーBになっているという質問をされていると思います。後半に、後ほどあると思い

ます。ここで分からなかったのは、Bになったことと、それから自動的にBであれば助言委員会には求めなくてよかったのだという点ですね。必ずしもそういうことではなくて個々にやっていただいているのではないかと思ひまして、それで回答にありますけれども、Aであればやりますと。ならばBではやらないのですかというところがまだちょっと分からないというところで追加的に説明していただければありがたいです。

○松下主査 いかがでしょうか。

○長瀬 一般にカテゴリーAのものを助言委員会にかけさせていただいているというのはこれは今までずっとやってきたことです。カテゴリーBのものをどうするかについては、別途ワーキンググループを開催させていただきますので、そちらで改めて整理して議論させていただければと思います。基本はガイドラインに書いてあるとおりでございます。

○谷本委員 ではカテゴリーBで緊急措置をとると。逆に緊急措置がとられた。結果としてカテゴリーBになった、そういうものは助言委員会にはかけない場合があると。場合があるという理解でいいのですか。ケースバイケースですか。

○長瀬 そうですね。今までは助言の対象にはなってこなかったということです。

○谷本委員 では、その部分はグレーゾーンと。はい、分かりました。

○松下主査 次は12番、石田委員の質問ですが、これについては作本委員の2番目のコメントで既に議論されているファスト・トラック制度と緊急時の措置における環境社会配慮との関係です。

○松本委員 すみません、谷本さんのところで1個だけ確認していいですか。私は谷本委員のご質問は助言ではなくて報告をして意見を聞くということだと理解をしていて、ファスト・トラックの中に書いてあるこの五つのカテゴリーB案件も全体会で報告をして意見は聞いているのではなかったですか。

○長瀬 それはやっております。

○松本委員 それなので谷本委員のご質問が仮に助言だけでなく、報告をして意見を聞くということについてであれば、助言は求めていないけれども報告して意見は聞いているということですね。それを確認したかったのですが。それでいいですか。

○長瀬 はい。例えばですが、スライドでいうと12番のスライド、これは実際にこういう、当時は多分スライドではなかったと思いますけれども、資料を使って、こういった内容を実際助言委員会に説明させていただいております。

○松本委員 すみません、それだけ確認です。

○松下主査 12番、先ほどこっちと言いかけてましたが、2番の作本委員あるいは20番の日比委員の質問、コメントと同じ内容ですので、これは飛ばします。

次は13番、塩田委員。

○塩田委員 ファスト・トラック制度の3番ですが、(1)の意思決定の迅速化に書かれている文章です。何を意思決定するのかが分からなかったもので。回答を見ると最

初は事業計画の内容です。これは分かりました。次の文章は実施に係る様々な意思決定、様々な何を意思決定するのですか。具体的に書いていないですね。意思決定、意思決定と言っているだけで、タイトルだけが書かれているような感じで、中身がよく分からないのですが。最後は事業開始を指していますということなのだと。基本的にはそういうことですか。

14番いいですか。

○松下主査 14番、お願いします。

○塩田委員 14番の文章です。「迅速化し」、後ろの文章はつながるのですか。日本語的によく分からなかったのですが。「迅速化し、事業を実施しながら～柔軟に事業内容を修正」というのは迅速化につながるのですか。

というのはタイトルを書いているような気がしてしょうがないです。意思決定の迅速化というタイトルの中身を書いているのではなくて。

○宮崎 先ほども申し上げたとおり、緊急事態で非常に困っている人々がいた場合等、すごく急いで取りかからなければいけないのですが、JICAの事業を立ち上げるには一定の質と量の情報が必要なわけですが、取りかかるまでの時間が短縮されると、必要な質と量の情報が取れない場合があります。そうした場合は事業を開始した後、実施しながらそれを補って必要な量と質の情報を得て、必要に応じて柔軟に修正していきます、そういうことを申し上げています。

○塩田委員 逆に事業を実施しながら情報を収集し、柔軟に事業内容を修正しながら事業開始の意思決定を迅速化するというのならよく分かるけれども、後ろに文章が付いているから。

○宮崎 これは時系列に書いておりますので。まず計画して、事業を開始して、そして実施しながら修正しますという、時系列に書いておりますのでこういう形になっております。確かに(1)の迅速化という表題のために書くのでしたら本来は塩田委員がおっしゃったような書き方のほうがよかったかもしれません。

○塩田委員 分かりました。

○松下主査 迅速化すべき内容として意思決定と人材確保がある、そういう意味で見出しを付けたのですね。はい、分かりました。

それでは、15番、谷本委員、お願いします。

○谷本委員 これも私が邪推をしているのかもしれませんが、環境配慮はちゃんとやっていきますということをきちんと文章上残していただけると、非常にありがたいです。分かりやすいのではないと思います。そういう面で質問しました。

○松下主査 ありがとうございます。それでは16番、お願いいたします。

○谷本委員 私も組織ということでJICAさんだろうとは思っていましたが、一つ気になるのは相手側の対応はどうかなのですかということところです。その辺はどうお考えですか。

○宮崎 ファスト・トラック制度自体はJICAの内部で事業を、先ほどの塩田委員からのご指摘ではないですが、計画して事業を実施するための制度でございますので、基本はJICA主体の回答でいいのかなと思っております。当然、その過程でどの案件であっても、緊急の案件でなくても、JICAは相手国、実施主体とのやりとりなり合意文書なりは当然結ぶわけですが、ここはあくまでもJICA側の内部の制度について書いてあるところですので、JICAが組織として一番になっているということで説明させていただきます。

○谷本委員 合意文書は特別に作られるのですか、その場合は。

○宮崎 特別ではなくて、普通の案件と同じように合意文書をつくります。

○谷本委員 では、相手側は理解していない可能性もあると。

○宮崎 いえ、そんなことはありません。基本は相手方のご理解いただいて事業を始めております。

○松下主査 17番をお願いします。

○谷本委員 例示としてはこういうことなのだろうかなと思いますが、一つは平和構築という場合、ものすごく範囲が広いと思います。確かに紛争がというところから、終結に向けてというところからスタートするのでしょうかけれども、いつまで、どこまでというところが、災害復旧もそうなのでしょうし、あり得ると思うのです。ですから、こここのところも「何らかの事情」という表現があるものですから、そういう文言はなくして、緊急を要する、こういうケースにおいてはということで書かれたほうがいいのではないかと、これは本当に思っています。

○松下主査 これは現在のファスト・トラック制度の説明からとってきたわけですか。ガイドラインの文言というよりはファスト・トラック制度からとってきたわけですね。では、今の谷本委員のご意見に対していかがでしょうか。

○長瀬 ファスト・トラック制度自体について自分たちが所掌しているわけではないので、なかなか答えにくいところではありますが、実際個別案件を見て、その緊急度合いを見つつ実際判断させていただいています。そこがもう少し対外的にも分かりやすくしたほうがいいということはコメントとして承れますけれども、私ども何とも今はできかねるところではあります。

○宮崎 谷本委員のおっしゃるとおり平和構築支援にはいろいろなものがございますので、それが全てファスト・トラックになるわけではございません。平和構築案件でも全部がファスト・トラックになっているわけではございませんが、その中でまさにこの2ポツの後半にある緊急な対応が求められるものに、このファスト・トラックが適用されております。お答えになっていない感じもいたしますけれども、今、長瀬が申し上げたのと同じですが、ケースバイケースで状況を見つつ、必要なものに緊急案件ということでファスト・トラック制度を適用させていただいております。

○谷本委員 ですから、ここは緊急の対応が必要だと判断されるということでしょう

ね。こういうケースにおいて更に緊急と判断される部分についてはということで。

○宮崎 そういうことですね。

○谷本委員 ではこれは適切にそういうところを、まだ改訂があるでしょうから申し入れてください。結構です。ありがとうございました。

○松下主査 ありがとうございました。それでは18番、二宮委員、いかがでしょうか。

○二宮委員 この辺も多分その前後とか次のページのやつに関係することでしょうけれども、私自身理解がうまくできていなかったの。今、課長からファスト・トラック制度は別の部署で判断される事項だということがあったので、もしかしたら少しずれたことを聞いているのかなと思いますが、今ひとつ関係性が分からなかったの。こういう質問をいたしました。

二つの手続きについて迅速化されて、確認ですけれど、意思決定には情報収集をいろいろされて、JICA内でいろいろ会議をされたりして、最終的に決定されることが、具体的にどれとどれがどう省かれるということはないけれども、適宜縮小するといふぐらいの理解でこの制度があるわけですね。これまでもその運用であまり問題はないと。

人材についてはここに回答していただいたように、入札して競争するのを省いて、こちら側からこの分野に実績があるコンサルタントさんをお願いしようということになる。こういうふうにすると、これは質問から少しはみ出ますが、どのぐらい簡略化というか短くなりますか。通常半年かかるものが数週間になるとか、そういう話ですか。

○宮崎 正確なデータは確かJICA内でやりとりされていたので調べたほうがいいのですが、すけれども、ファスト・トラック制度と認定されてから実際調査団が出るまで非常に短い期間でいきますので、正確なデータは確認しないといけませんけれども、普通の案件ですと案件をやると決めてから詳細計画策定調査団が出るまでに2ヵ月ぐらいかかるものが1ヵ月かからなかったり、2、3週間で出発できたり、場合によってはもっと短くなる場合もございますけれども、そういった規模で短縮されるということでご理解いただければと思います。

○二宮委員 迅速性は極めて高いという感じですね。はい、分かりました。その辺のイメージがわかなかったもので。ありがとうございました。

○松下主査 19番、日比委員です。これもこれまでの議論と大分関わりますね。

○日比委員 そうですね。19～21までは関わる部分で、特に19、20は基本的にファスト・トラック制度とは何ですかという質問ですけれども。

これまでの議論と、あとこの19の回答でそれぞれの災害復旧支援や平和構築の経験や教訓を踏まえて、制度の改善や経験の共有化を進めることで、より迅速化かつ機動的に事業を実施するという目的を持っていることはよく分かりました。

まだちょっと分からないのは、このガイドラインの1.8条の「緊急時の措置」との関

係です。ファスト・トラック対象が全て1.8条対象になるわけではないというのは分かりましたが、1.8条対象になるものは全てファスト・トラックに指定されるのでしょうか。関係性はどうなっていますかという、一つはそこに質問があります。まず、そこをお聞かせいただければと思います。

○長瀬 あまり明確な答えになっていないかもしれませんが、JICAの中でファスト・トラックをまず認定しないとこのガイドラインの1.8条のところにはいけないという、そういう決まりは実はないです。そういうふうに整理したものはないです。ただし、こちらの資料のほうで見ていただいたとおり、実際過去に1.8条を適用した5件についてはいずれもファスト・トラック制度の対象になっていたという、そこは実際そうであったということは言えます。

○日比委員 なるほど。では、そこを関連付けてこれまで整理したわけではない、別々の制度がたまたま重なるところ、重ならないところがあったと。分かりました。

ファスト・トラック制度は何のためかというのはよく分かったように思います。かつ環境社会配慮を省略するものではないということも非常によく分かりました。意地悪く考えれば、普通の案件でもこうすればいいのではないですかという気がしなくもないですが。特にこれを導入する際の、メリットは分かりましたが、これをやる代わりに何が損なわれるのか。通常だと担保されている何かをすっ飛ばすことになるのかとか、何かの質が落ちるのかとか。これをやることでどういうコストというか不具合が発生するのか。それらがなければ、いつもやっていればいいことなのかと思うので、そこを教えていただきたいのですが。

○長瀬 一番分かりやすいのは、先ほど宮崎が説明した人材確保のプロシーチャー、人材確保だけに限らないのですが、JICAは基本は競争入札で全て人選もさせていただいておりますし、調査も発注させていただいています。競争という、ある意味原則を曲げて、こういうような緊急性に配慮したやり方をやるということですので、ある意味それを何でもかんでもやってしまうと、非常に人選が不透明になっているのではないかということを問われる恐れは高まってしまうということです。そういうことで何でもかんでもこれをやっていないということになります。

○日比委員 非常によく分かりました。ありがとうございます。19、20はとりあえずは分かりました。それで21は多分今の関連と思います。なので21も分かりました。

22番ですが、ファスト・トラック制度が1.8条措置の入口ではないということかと思えますので、少なくともここで今気にすることではないのかなと思います。ただ、ファスト・トラックの対象には経済危機への対応というのが入っています。ここにも書いてありますが、経済危機にいろいろな対応の仕方があると思います。日本の国内の例でいけば補正予算を組んで、わりと迅速にドーンと公共工事を出したりという経済対策みたいなものがあります。そういうものは結構ハードの工事を伴うものが多い。そういうものが入っていて、それが1.8条への入口になるというのはちょっと困るので

はないかと思ったのですけれども、今のご説明だと少なくともファスト・トラックが1.8条への入口ではないということで、たまたまこれまでは1.8条の対象になったものがみんなファスト・トラックだったというご説明だったかと思いますので、ここもとりあえずは了解いたしました。

○松下主査 それでは、23番、作本委員、お願いします。

○作本委員 ファスト・トラックで同じようなことを質問させていただいています。今までの日比委員のお話で分かりますので。私もファスト・トラックと緊急時が違うルールなのか、重なっている部分があるのか。私は例えば入札とかそういうことで一定時間をあけておかなければいけないということがありますから、急いでいる場合に時間がかかり過ぎる、そういうことが分かるのですが、8ページで1と2の人の手当てとか入札とかでは必ず公示しなければなりません。ということで時間は短縮しなければいけない。そういったことは分かります。それならばファスト・トラックと緊急時で環境社会配慮の対応、両方とも一応やることになっています。その区別の実益とは何なのだろうか、まだ頭の中で堂々巡りしています。違う制度で、ファスト・トラックは環境以外のところで広く議論されて、手続きその他を短くするということで認められている制度なんですね。ですからJICAさんではファスト・トラックという言葉のほうかむしろ一般的なのでしょうね。我々は今ここで環境社会配慮の緊急の場合の議論をしています、何かそんな感じが。事業全体で議論するときには、例えばどこかで地震があった。インドネシアの地震があった。助けに行ってくださいというときにはファスト・トラックのほうか議論しやすいわけですね。今ひとつ頭の中で交通整理ができていないというのがあります。

○柴田 件数的に言えば新ガイドライン及び、ファスト・トラック制度が適用された件数は50件。たまたまファスト・トラック制度も全部適用されていましたが、緊急的の措置が適用されたのは5件だけというところで、その認知度という意味ではファスト・トラック制度のほうか運用実績は多いです。

○作本委員 JICAさんも一般的に議論される場合にはファスト・トラックに当たるかどうかという形で、例えば自衛隊の緊急出動のときにはファスト・トラックの議論として行われるわけですね。緊急時という言葉はあまり使われない。

○宮崎 緊急案件で手続きを、先ほどの人材確保の迅速化等を実現するためにはJICA内ではファスト・トラック制度に認定しないとそれができませんので、ファスト・トラック制度をこの案件に適用するかしないかという議論をいたします。環境社会配慮はまた全然別に、全部きちんとやらなければいけないということがございますので。

○作本委員 やらなければいけないという感じがこちらの環境配慮なんですね。

○宮崎 はい、全て50件の中に緊急時の対応がなされた5件がたまたま含まれていますが、それらは別々に議論されています。

○作本委員 別々ですよ。あと、今図を出していただいたこのカテゴリー、Bが多

いですが、ここにもしAが混じっていたらどういうことになるのか。今まではないんですよね。50件中5件というのはみんなBのカテゴリーだったのです。将来もしここにAのカテゴリーが入ってきてしまった場合にはどういう対応をするのかというか、重複運用の議論が出てくるのか、今自分でも整理できないのですけれども。

○宮崎 A案件が出てまいりまして、手続き的には詳細計画策定調査で本来行うべき環境社会配慮の部分の確認事項が本格調査のほうに先送りされるということです。それは全く同じですね。ただ、Aであれば先ほどの谷本委員のご指摘ではありませんが、助言委員会にかかることとなりますが、基本こういった緊急案件は復旧ものが多くて、もともとあったものを直す等ですと、規模にもよりますが、やはりカテゴリーB止まりのものがこれまで多かったという実績はございます。見ていただいたとおりになります。

○作本委員 ありがとうございます。

○松下主査 それでは24番、石田委員の質問です。これについては実施する時間がないと判断される場合は省略できるとありますが、実施する時間がないと判断するのは誰なのでしょうかと質問です。回答はJICAが判断しますということであり。これはこれで結構かと思いますので、25番に進みます。塩田委員、お願いいたします。

○塩田委員 スライド9番に書かれているいわゆる1.8条に定める緊急時の措置の対象とならないファスト・トラック認定案件という、具体的にどういうものですかということに対して、文書で回答されていますが、イメージとしてはスライド10のところに表があります。その45件がこれに相当するということですか。そういう意味ですか。

○宮崎 そうです。

○塩田委員 分かりました。

○松下主査 よろしいですか。それでは26番、二宮委員、お願いします。

○二宮委員 これは既にご回答が実質上あっているように思います。私の理解ではファスト・トラックで先ほど伺ったようにかなり迅速化が図られて、そこまで急いでいる話なので、当然環境社会配慮も少し圧縮してというのになって、大体両方が同時に機能しているというのが今日までのケースと理解すればいいのでしょうかと伺います。質問なのか何なのか分かりませんが、そういうふうに理解したのですが。制度としては別だけど、事実上シンクロしているというか、目指すところが同じところがあって、期間短縮というのがあって迅速性を優先するということなので、そう理解すると、どちらがどうか、こっちが先であっちが後だとか、こっちに指定されたらこっちになるという枠自体は今まではあまり決まっていなかったという、そういう状況だと理解いたしました。なので、私のところはそういう理解で間違いがなければとりあえず収まっているという状態です。

○松下主査 日比委員、作本委員も同じ論点ですが、いかがでしょうか。

○日比委員 ここは結構です。

○作本委員 私も結構です。

○松下主査 それでは29番、石田委員の質問です。緊急時の措置を適用した5件の適用された理由ということですが、回答は全ての事業が自然災害の復旧を目的としており、緊急性が高いことに加えて、環境社会配慮の手続きを実施する時間がないと判断されたことから適用されました、という回答でございます。これについてよろしいでしょうか。

○日比委員 私は次で同じ質問をしておりますので。

○松下主査 では日比委員。

○日比委員 ここは三つ質問させていただきました。まず、一つはこの五つの緊急時の対象になったもの。協力機関のほうは参考までに知りたかったもので、ありがとうございます。

まず、この5件の根拠ということで、今の石田委員のご質問と一緒にのところです。そのお答えが自然災害からの復旧を目的としてというのは分かりましたが、それがなぜ環境社会配慮の手続きを実施する時間がないと判断したのかというところを本当はお聞きしたいのかなと。でないと全て環境社会配慮を実施する時間がないと判断しましたということで緊急的の対象になってしまうということになるので、そこをどう判断されたのかをお聞きしたいというのがこの1番です。

(2)と(3)はとりあえず分かりました。なので今のところをもう少し深掘りしたお答えをいただければと思います。

○松下主査 いかがでしょうか。

○長瀬 我々もそうに理解していなかったのかもしれません。29番の答えにもありますけれども、自然災害の復旧を目的としているプロジェクトであるということ。あと実際に環境社会配慮の手続きを実施する時間が今後のスケジュールを考えた際に順当に踏んでいくと時間がないというふうに判断したものです。個別でどういう事情があったかは、すみません、私は今手元には何も持ち合わせておりません。

○宮崎 たまたまこの5件だったのだと思います。私も前はこういった案件を実施する部署におりましたので、そのときの経験で申し上げますと、短い時間の中でも環境社会配慮のガイドラインに則った措置を何とかこなそうと努力します。基本はそういうやり方をしております。一部これはもうできないと判断した部署がこの措置をとらせてくださいと言ってくるので、お答えになっておりませんが、どういう点でこの五つが緊急時の措置適用たる案件だったのか、その判断ですが、ほかと比較してこれは特に緊急的に適用したほうがいいから適用したわけではなくて、ほかの案件は何とか頑張っていてやっていたけれども、この五つについては省略させてほしいと言ってきて、確かに全体として手続きは急ぐのでそれでいこうと判断したというのが実態だったと思います。そういうお答えになりますと、あまり適切でないかもしれませんが、正直なところ。

○日比委員 現場の実態をシェアしていただいて非常によく分かりました。現場の部局が環境社会配慮を省くためにやっているという意味ではないというのは、それはそうだろうとも思いますし、分かります。ただ、これはあとの実際の方針のところの議論になってくるかと思いますが、その対応の仕方は少なくともセーフガードにはならないのかなと思います。これはまた後ろのところで議論させていただければと思います。

○宮崎 我々もセーフガードになっているのですという主張をさせていただこうと思いますので、その後ろのところで。

○日比委員 この対応がなぜセーフガードになるのかは、正直分らないですね。現場の実態としては理解しましたが、では現場はいろいろ頑張っているけれども駄目だからやらせてくれと言えば対象になるとも聞こえました。どうセーフガードになるのかちょっと分からないなという。

○宮崎 では後ほど。

○作本委員 今まで緊急という言葉はファスト・トラックとは別に判断されてというのは分かりますが、ここにも幾つか出ていますが、事業実施自体に緊急事業だよというのは全面から打ち出してくるようなのがありますね。本当に緊急なのか補正予算が付いてしまったから急にやるのではないか。事業の性格によって緊急性があるのかどうかはなかなか分かりづらいこともあるのではないかと思います。経済危機が来ると、これは緊急だと。やらなければいけないんだよという意味での緊急性も先ほどの必要性のほうの柱でということもあるので。JICAさんの中でその辺の判断はされているかと思うのですが。特に経済協力とか何かで緊急性という場合には本当かなとちょっと分からないことがあります。印象です。

○谷本委員 質問いいですか。29、30のところですが、石田委員、日比委員のところで、質問というか。29番の回答は、先ほど宮崎次長が的確におっしゃったように、「全ての事業が自然災害の」、ここに言葉が抜けていると思います。「自然災害の復旧」ということではなくて、「自然災害を受けた既存の施設の復旧を目的としている」ということだと思います。だから緊急性が高いということです。それは言葉尻の話です。

では、次に30のところ、表が回答のところに書かれています。先ほど言いましたように29で自然災害を受けた既存の施設の復旧ということで書かれていて、じゃあ事業の案件名を見ていただければ、例えばエチオピア、二つ目は水資源開発、緊急給水、そういうことがあります。その次のケニアは北部ケニアの総合開発です。一番最後もまた半乾燥地の小規模灌漑開発、この言葉を読むとどうしても既存施設のという、復旧という言葉が全く出てこない。新規を意味するような開発という言葉が使われています。これは言葉尻をいつものごとくとっているようですが、ではこれらの五つの案件で全て既存の施設の復旧だったのか、新規の開発はなかったのか。もしあったとす

れば例えば井戸を掘削するとか、小さな溜め池を作るということが、新規にですね。その場合に環境配慮は全く必要なかったのかという点が疑問として出てきます。これはいかがでしょうか。

○柴田 まず1点訂正させていただきたいのですが、1件目のタイのチャオブラヤ川のほうでは助言委員会で説明させていただいたときは、「自然災害の復旧」を目的としているというご説明をさせていただいています。残りの4件については「自然災害への緊急支援」を目的としているということでご説明をさせていただいております。案件名から見ると、ほかの案件と何が違うのかが分かりにくいと思うので、その当時の議事録を引用して状況をご説明差し上げたいと思います。

このあたりはアフリカの角と呼ばれる地域で、もともと降水量が少なくて干ばつや食料危機が発生しやすい地域だったのですけれども、特に2010年～2011年にかけて雨期にほとんど降雨がなかったということ。2012年にご説明した時点で過去60年で最悪と形容される干ばつが起っています。アフリカの角地域に位置しておりますこの案件が計画されたエリアでも、井戸枯れが起っていたりという深刻な状況が発生しているということで、これらの案件が形成されたという背景がありました。

○谷本委員 一部は新規の部分も行った？ 干ばつ対策に対して、井戸を新たに掘削するとか、溜め池をつくるとか、そういう新規の建設事業も行ったということですか。確かそのような記憶を持っていたのですが。

○宮崎 これは開発計画策定調査でございますので、基本は……。

○谷本委員 だから新規の施設をつくるという計画を策定されたと。

○宮崎 そうですね。中長期的にSEAの観点でそういったものを作る場合もございます。

○柴田 ただ、干ばつで困っている人がいるというところで緊急給水をそのプロジェクトの一部として組んでいたりはします。

○宮崎 別のご質問で中長期的な計画と、日比委員からだったかと思いますが、緊急でやらなければいけないことの2本立て的なところについて、この制度がすり抜けているのではないかなご指摘もあったと思いますので、もう一度そこでも議論をさせていただければと思います。

○松下主査 そうすると、29番の回答は正確に言うと自然災害からの復旧という目的と、それから頻発している自然災害への備えという、対応力、レジリエンスを向上させる、そういうことが緊急である、そういう趣旨ですね。

○柴田 レジリエンスというよりは本当にそのとき60年間で一番ひどい干ばつが今まさに起っているという、その緊急性。

○松下主査 既に起っている干ばつに対する対応力を作ると。

○作本委員 今お話を聞いていて、復旧というと災害を受けた後だけ、今UNEPでは環境災害という言葉を使っていますから、環境の中でも災害を重視しているというの

は大きな流れだと思います。災害の復旧というといったん起こったこと、発生したことについての復旧という言葉に限定されては。

○柴田 すみません、ここは単純に回答作成のときに違う単語を使っていたことを見逃していただけたので、先ほど口頭で訂正させていただいたとおりです。

○作本委員 そうですか。失礼しました。

○松下主査 大分ご議論が続いていますが、29、30の点はとりあえずよろしいでしょうか。

それでは、31番に入りたいと思います。

○日比委員 これは今、次長のほうからも触れていただいたところですが、これは今ようやく理解というか、2から5はほぼ同じようなプログラムという対応なのかなというのはよく分かりました。その中で特に3がたまたま目について、北部ケニアの干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクトということで、中身を知らずに読めば後ろは緊急支援だと言っているので緊急なのかなと読めるのですが、前半がなぜ緊急なのかがよく分からない。もちろんその次の干ばつが来る、それへの対応ということでご回答もいただいていた、そこはよく分かったのですが、それでも、ただ、これを見るとその辺の不透明感が必ずしも排除できていないのではないかと。似ているけれども緊急と緊急でないものを一緒にして、でも緊急のものがあるから、じゃあ緊急対応だという扱いになってしまう危険性はないのかなとか、いろいろ考えてしまうのですけれども。

ここのところは何となく分かりましたけれども、そういう懸念もちょっと出てくる。これもまた後の方針のところでも議論させていただければと思います。この具体的な例についてはご説明はよく分かりました。ありがとうございます。

○松下主査 32番、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 これは確認でして、ご回答をいただきましたので承知しました。

○松下主査 33番、二宮委員。

○二宮委員 これは30のところである程度議論されたので、それで理解ができました。

○松下主査 34番、35番は石田委員の質問ですが、見ていただいて、特に回答で各委員から追加的なご意見がありましたらお願いいたします。

赤色で書かれた文章は何だったのでしょうか。

○柴田 おそらくこことかこのあたりのことだと思います。

○松下主査 この回答で特に問題ないようでしたら36番に入りたいと思います。

○日比委員 ここは詳細計画策定調査の中の調査団員の派遣、現地踏査を行うと書かれているのと、本格調査は調査団員を参加させるということで、何がどう違うのか、よく分からなかったのご質問させていただいたまでなのですが。これはガイドライン上の文言の話だということですね。

○柴田 はい。あと表記は少し省略しています。収まらなかったのを省略して書かせ

ていただいております。

○日比委員 とりあえずここは了解しました。ありがとうございます。

○松下主査 それでは37番、柴田委員、お願いします。

○柴田委員 実際の時間のスケールのイメージがつきにくかったのですが、ご回答いただいたので、はい、分かりました。

○松下主査 38番も引き続きお願いします。

○柴田委員 すみません、37のところで、確認ですが、半年から10ヵ月分が丸々ごっそり短縮につながるという理解でよろしいでしょうか。

○宮崎 これは過去の助言委員会で回答させていただいたものを引用させていただいていますが、詳細計画策定調査も長いものから短いものまでいろいろございますのでまちまちですが、すみません、私個人が通常経験している詳細計画策定調査は半年、10ヵ月もかからないのです、普通の案件であったと致しましても。これは詳細計画調査をやってから本格調査に至るまでの期間を主に指していると思います。

○柴田 あとコンサルタントの雇用のプロセスと、調査の期間を含めるとそのぐらいになるという説明を以前の助言委員会ではさせていただいておりまして、その手続きに全体を見るとそのぐらいの期間がトータルでかかります。その部分がほぼ短縮できますという説明をJICAからさせていただいております。

○宮崎 詳細計画策定調査は本格調査で何をやるかを定めるプロセスですが、それが早く決まれば決まるほど早く本格調査に取りかけられるわけです。

○柴田委員 そうすると短縮される時間のボリュームとしてはその分が丸々？

○宮崎 そうですね。

○柴田委員 というふうに考えていくわけですね。

○宮崎 はい。

○柴田委員 分かりました。38番ですが、「特段見られませんでした」というお答えですが、それを事後的に検証するようなことがなされた例はございますか。特にそういうのは今のところ行われていないというふうには？

○長瀬 ここの我々の回答は非常に短いものではあります、実際それで何か問題があるとしたら、例えば本当に環境社会配慮がきちとなされなかったということになるのだと思いますが、少なくともそういった観点からは我々この5件について何か情報をその後得ていないので、きちんと本格調査の段階でもフォローされて、最終的に環境社会配慮もきちとなされたのだと我々は認識しております。

○柴田委員 今のところ、何かそれが原因で特定の困難とか問題があったという情報は上がってきていないと理解してよろしいですか。はい、分かりました。

○松下主査 それでは39番、二宮委員。

○二宮委員 39も40も同じでいいと思いますが、確認をさせていただきたいのですが、私がこの質問をしたのは11のスライドでも説明があるように、詳細計画策定調査の段

階での環境社会配慮のプロセスはとりあえず省いて、要するにこのプロジェクトが実施に至るかどうかの判断をするまでのいろいろな調査を省くことでやりますという意味決定を早くするということですよね。やりますという意味決定が早くなると、やることを前提に相手側、援助を受け入れる側も準備ができるので、それが非常にメリットだという理解でいいですか。この回答だとそういうふうに理解できますが、私が思ったのは、その後本格調査の段階に入るところで、そうは言っても環境社会配慮のプロセスはきちっと確保されるということであれば、この段階でいろいろと審査といたしますか、調査をして審査をするというプロセスを踏めば、それはそれなりの時間がかかるのだらうと思います。そうすると最終的にはかける時間といたしますか、労力みたいなものはそんなに変わらないのではないかと思ったものですから、もしこの緊急時の措置を適用することで、このご回答にあるように、とにかくやりますということを素早く意思表示することがメリットのほとんど全てというか、それでかかる時間はそんなに短くはならないという、そういう理解でいいのでしょうか。

○長瀬 実際にビフォー、アフターできちんと測ったことが我々もないので、言ってみれば半年から10ヵ月というのは理論値です。確かに我々が実際にやっているものは今ご指摘いただいたように本格調査のほうで、きちんとして環境社会配慮をやりますよということを前提にしておりますので、事前の詳細計画策定調査の段階でやっていることを全てやらないということでは決してない。なので一番短縮できるのは詳細計画策定調査の全ての期間を全体で見たときに短縮できるというよりは、先に入っていくって、それで一気に環境社会配慮の部分についても本格調査を開始することができるという、そういったところになります。なので半年から10ヵ月がダブっていたから、そこが全てなくなりますという形には確におっしゃるようにならないです。

○二宮委員 そうしますと、援助をするという意思表示をまず行って、だけど最終的には環境社会配慮は省かないので、情報をとにかく集めながらできるところからやっていくというイメージなのかどうか分からないのですが、その場合も代替案検討をおこなうのであればゼロオプションも含めた比較をするのでしょうか、緊急性が高いので援助をするという判断をした上でゼロオプションを含めた検討をすることは意味があるのでしょうか。同じことをやるということになれば、そこも含んでやるということになるのですよね。

今まではB案件だったから助言委員会には上がってこなかったというか、報告はあったかもしれないですけども上がってこなかったということで、そこが引っ掛からなかったのかもしれないですけども、その進め方のところが今ひとつクリアでなかったもので、そういう順番を少し入れ換えて迅速性を担保するというのは理解できるのですが、後回しになったことを前に進めながらこの環境社会配慮のプロセスを進めていくことの進め方というのは通常のプロセスとは違うものでないといけなかなと思ったのですが、それは今のところは経験値としてはないと。

○柴田　そもそも適用になっているのが開発計画調査型技術協力というところでマスタープランを作るということが主なので、具体的なインフラの案件、円借款のように事前に環境社会配慮を確認して審査をするというのとまた少し毛色が違うものです。要は調査自体がメインのものになり、SEAをその中でやるということ自体が目的になります。ガイドラインで言っている詳細計画策定調査ではスコーピングを行ってTORを作るという部分を、後ろの本格調査段階でもスコーピングは作りますし、また、調査をやるにはTORも必要なので、明言はされていないですけれども、実際にTOR作成も入ってきてというところで、後ろ倒しになっているというふうにお考えいただければ。

○二宮委員　そうすると、その後ろ倒しになった部分の中での環境社会配慮というのは今までやったことがないということになるのですか。開調の部分だけで後ろ倒しにしますよという判断はあって、その先に何が起きたかはとりあえずフォローしていないということですか。

○柴田　マスタープランを作るというところでこの開発計画調査型技術協力は終わります。そこから先、その中で計画されている個別の、例えばインフラもので橋を造りましょう、道路を造りましょうというのは、また別の案件として相手国から要請があれば、JICAとして改めて検討するというプロセスになります。そこは全く違うプロセスとして個別のプロジェクトととして切り離して考える形になります。

○二宮委員　分かりました。これがもしA案件だったら、また違うプロセスになりますよね。たまたまBだったから少し簡略化が進んだということかもしれないけれども。今おっしゃることはよく分かりますが、そのところがAだった場合とBで収まる場合と、それからその先の個別の本格調査の段階で緊急時の措置という対象になったものに関連する案件として、別のプロセスを検討しなくていいのだろうかというのが素朴な疑問だったわけです。ただ、今の時間的な短縮に関してのご回答は今の最初の課長のご説明で質問をしたときよりは少しくリアになりました。私のほうからは結構です。

○松下主査　よろしいですか。ありがとうございました。

それでは41番、日比委員。

○日比委員　緊急時対象となった根拠の話にまたなってしまうのですが、表の中から更に詳しくご説明いただいているので、また同じ質問をさせていただいたのですが、このスライドをもう一度見て改めて見直すと、特に5の事業の目的のところに関わってくるのかなと思うのですが、工業集積地及びバンコク都市圏の、バンコク都等の重要地域に対する応急復旧、ここまでは自然災害に対する復旧ということでまだ分かるのですが、改修が復旧の一部だとあえて見たところで、それが応急復旧のうちに入るのかなと。その次の緊急治水になってくるとちょっと不透明なところがあるのかなと思って。緊急治水というのは水害、洪水があったことによって何らかの治水機能が失われたところを復旧するものなのか、復旧の一部として治水があるのか。ただ「及び」

となっているので、そうするとちょっとここが緊急度という観点からいくと、この洪水前と変わらない状態のところは治水整備をするということになると、それを緊急にやる理由、それは早いほうがいいのしょうけれども、次の災害はいつ起こるか分からないわけであって、となるとこれに限らず全ての災害対策事業は緊急にやるべきものになってきますし、更に後ろの背景で見ていくと、最後の後ろ2行から最後の行にかけて、当時想定されていなかった都市工業化の状況や気候変動を加味した計画の再検討を行う調査の実施が期待されているという、これは緊急なのかという。何か言葉尻を、重箱の隅をつついていてような感じがしなくもないのですが、いわゆる緊急時とは何が緊急なのか、JICAさんが何をどこまで緊急として考えておられたのかちょっとあやふやで、明確に見えてこないところがあります。何を根拠に緊急だとされているのか。この例でもちょっと分からないところがありますが、いかがでしょうか。

○柴田 当時の議事録からの抜粋になってしまいますが、事業を実施する部署からの説明ではこのプロジェクトで想定しているのは例えば輪中堤とか道路とか、かなり破損が進んでいるところがあるので、基本的に今のものをリハビリするというイメージということで説明がされていました。なので、現状既にあるインフラの修復ということで、若干言葉の表現は違いますけれども、この応急、復旧、改修計画、緊急治水対策は全て現状既にあるインフラの修復にすぎないということで説明をしています。

○日比委員 現況のインフラが災害によって被害を受けて、それを復旧するに当たって前に作った流域総合計画から状況が変わったことも加味した上で復旧するという、そういう理解になりますか。

○柴田 おそらく壊れたものを直すというイメージ、まずそこにあったものを直すというところがこの1)です。

○日比委員 であるとすると、ここの背景のほうの文章との関連がよく分かりませんよね。背景の、特に「チャオプラヤ川の治水に関しては」以降が、ある意味書かれていなければ復旧ですねということになりますが、これを読むと復旧に加えていろいろ状況が変わったから、この治水計画あるいは流域総合計画の再検討をするのですと読めるのですけれども。それは単純な復旧を超えた影響をもたらす可能性があるのではないかと。

私の質問はこの具体例について緊急時なのかどうかお聞きすることが趣旨ではなくて、何が基準で緊急になっていて、何がそうでないのかというのが今までのところ分からない。この後の議論にもなりますけれども、運用自体は特に見直す必要がないとJICAさんはおっしゃっているので、それだとちょっと心もとないなという。結局、何が緊急なのかが分からない。これまでもお聞きした限りでは、現場の感覚としては分かりますが、具体的にガイドラインを適用するかしないかという判断をどうしたかというのは分からないなと。その上でこれまでの運用ルールのままですというのはちょっと心配なのではないかと思って、すみません、細かい質問をさせていただい

ているのですが。

○松本委員 1点だけいいですか。第19回全体会合の議事録を見ました。私が質問したので、これはすごくよく覚えています。実は全体会合では全然問題になっていないんです。これが緊急時であるのはどういうことかと。私と当時の福田委員が質問をし、少なくともマスタープラン調査自体は緊急ではないのではないかという議論をそこでしたときに、今まさにご説明いただいた輪中堤とか、一部破損が進んでいる部分のリハビリというものも含んでいる。しかし、村山委員長のまとめ方としては3については若干先の話、つまりマスタープランについては若干先の話で、ただ1、2、3、つまり緊急の部分とやや先のことは一緒にとりあえずセットとして私たちは考えていますというのが当時のJICAの説明です。とりあえず全体会合としては特段そこで揉めることなく終えている。頭の体操としてはいろいろあり得るのですが、多分このタイの案件について言えばそういう説明の中で、なるほどセットなのだなという議論で全体会合の理解が得られたという意味だと思うんです。それを3年たって見返すと、文字面だけで考えるちょっと変なのかもしれませんが、今これを3回ぐらい読んでみましたが、議論としてはそういうふうにされたということ。これは僕が説明するべきではなくてJICAが説明するべきことですが、自分が質問した側として、とりあえずここは非常によく覚えていたので。そこは杓子定規にはいかなければいけません、説明の仕方として通っていれば、とりあえず助言委員会の中では通った、そういうことです。

○日比委員 ありがとうございます。そうなんです。私も過去のこの案件が、これが是か非かという議論は目的とは違って、今おっしゃったように頭の体操というか、何が緊急時で何がそうでないかという、この案件のワーキングのときはなるほど、緊急のこともある、ぐらいに私も思った記憶があるのですけれども、そこが少なくとも過去の事例からは明確ではないのがちょっと気になるところです。

○宮崎 先ほど二宮委員からご質問いただいたことにも関係するかもしれないのですが、少なくともJICA側は今回詳細計画調査で本来やると決まっていたことを、本格調査に先送りという言葉はよくないのですが、それをして、そのスコーピングをきちんとやるということで、本来やるべき環境社会配慮は結局きちんとやることになっていると我々は理解しています。ただ詳細計画策定調査段階でやりましょうとガイドラインで決まっていることは、時期を遅らせて最終的にはやると。だから基本的にこの環境社会配慮用の緊急時の措置は、本当に確認しなければいけない配慮事項に関しては、特段大きな問題はないのではないかと我々は思っているというのがまず大前提としてあるわけです。ですので、この5案件にそれぞれの理由によって適用されていますけれども、結局、必要な環境社会配慮が本格調査段階でなされているのだから、それほど問題ないのかなというところから発想があるのです。ですので、本当にこれらの案件の緊急時という定める理由なり定義がはっきりしないと心もとないと言われると、我々からすると「そうかなあ？」というまず思いが一つあるということがございます。

それから、少し話が出てきております緊急時の復旧の対応と中長期的に作っている計画ものが大体組み合わせて出てきていることについてです。これはスキームが開発計画調査型技術協力だからある意味仕方がないと言いますか、そもそも中長期的な計画を作るスキームが一番機動的に動けるということなのでJICAはこれまでこのスキームを選んできたという過去の実績がありましたので、そうである場合に相手国側と、先ほど谷本委員からも相手国側は分かってやっているのですかというご質問をいただきましたけれども、相手国側に対してこういうスキームでJICAは緊急時の対応をやりますというときに、中長期的な計画を作りますという説明を当然するわけです。ですので、緊急時の復旧のものと中長期的な開発計画作りものが大体組み合わさって出てきていると。

じゃあ中長期的な開発計画ものをやるのだったら、じっくり緊急的の対応でなくて、本来のゆっくりしたペースで詳細計画を本来やるべきではないかというご指摘なのかもしれませんが、そもそも緊急時のものと組み合わさっているということと、先送りして最終的には必要な事項を担保できているということで、我々はこの措置については、セーフガードの役割を果たしているのではないかと考えているということです。

○日比委員 これまでが大丈夫だったから今後も大丈夫というのは納得できないかなと。特にこれまでのやつは全部B案件ですから、A案件が出てきたときにどうなのか。これまでに例がないことですから、それに対してちゃんとセーフガードできる意味を考えないといけない。

それから、結果的に全部できているからいいじゃないかと。では詳細計画策定調査ではそもそも要らないのではないかという話にもなりかねなくて。

○宮崎 逆にそうかもしれないです。

○日比委員 ということになりますよね。それはまた別の議論にはなってくるのですが、けれども、少なくとも今の段階では詳細計画をやって、こういう手順を踏むことが環境社会配慮をやるためのステップとしてガイドラインに定められているというのは、結果的に後ろでやったからいいじゃないか、というのはプロセス論としてはやはりおかしいのかなという気はします。とりあえずそこまで。

○宮崎 これまでの見直しなので、今までの運用上問題なかったらいいのではないですかというのが多分JICA側としては言えることだと思うのですが、A案件がもし出てきたら、これは全部助言委員の先生方のほうに案件は晒されることになります。仮にそれが少し時間がかかってしまって迅速性が薄れるにせよ。そのときには検証いただけるのかなとは思っている次第です。

○日比委員 A案件でも緊急時対応にすれば、ここはすっ飛ばすわけですね。

○宮崎 すっ飛ばすけれども、後の本格調査段階では見ていただくことになるわけですから。

○日比委員 でも、それは本格調査に入った後で、ここの分ける一つの大きなメリットというか意味合いは、本格調査で入る前にある程度の環境影響評価をするところの意味があるのであって、そこがやはり省かれる可能性がある。A案件でも省かれる可能性があるというのがどうかなと。

私は、A案件はこの対象にすべきではないのではないかという提案を、先ほど後で話しますと言った8、9あたりではしているのですが。

○松下主査 大分議論が深まってきましたが、最後にどういう対処方針にするか、改めて議論していきたいと思います。

○二宮委員 今の議論で、A案件の場合は対象にすべきではないという提案がもしあるとしても、意思決定の順番としてはどうですか。緊急時の対象に指定することと、AかBかを判断することはどちらが先ですか。

○宮崎 緊急時……。

○二宮委員 多分そうですね。とにかく迅速にやろうということで。あとからこれは大きいぞということになったときにどうするか、もちろんそれはあくまでも日比委員の提案かもしれないですが、そうなるとその辺も議論しないといけないことになる。先にプロジェクトの大きさ自体はどんなに緊急であっても、簡易な材料であっても仮の判断をしておくとか、すみません、その辺は踏み込んだ話になってしまいましたが、その辺が分からなかったので聞きました。

○宮崎 緊急時でない案件であっても、詳細計画策定調査のときにカテゴリーを見直さなければいけないときは見直すということになっていると思いますので、Bで始まって急いで駆け足で省略して始まったけれども、これが大きそうだなと思ったらカテゴリー分類をAに変更する可能性はあるのだと思います。

○二宮委員 手続き上は可能だということですね。

○宮崎 はい。

○二宮委員 すみません、余計な質問をして。

○松下主査 それでは42番、作本委員。

○作本委員 また蒸し返してしまって申し訳ない。42と3のところですが、その後の46とも関わるのですが、ファスト・トラックの日本語訳は何かありますか。ファスト・トラックと緊急性の我々の要件とをどこかで交通整理されなければ、文言上ね。そういう時期、時代が来るのではないかと思います。ただファスト・トラックのほうでJICAさんでは全ての事業に対して交通整理、そのように使われているのはわかるのですが、その意味ではファスト・トラックと国際機関等で使っているのかもしれませんが、いい日本語訳があれば。

あと出口のほうから見ていますね。手続きのこれとこれを簡略する。そうではなくて入口の部分でどういう具合にこのファスト・トラックを適用するのか。この要件が全くなくて。環境社会配慮ではむしろ要件のほうからずっと入って、必要性ある

いは迅速を重ねたような考え方をしているので、ある意味では緊急時という言葉の自身を理解しながらやっている。しかも環境社会配慮をくっつけてくれる。場合によっては遅れてやる。そういう意味では環境社会配慮がしっかりした体系を持っているような気がします。ただ、バラバラにそれぞれ動いていていいということにはならないのではないか。ファスト・トラックを全ての案件について当てはめるかどうかという考え方がJICAさんにできていると思うので、それと緊急的はどういう係わりになるのか。枝なのか、重なるのか、それぞれ同じ要件で動くものとは違うのかという、そこは整理する必要があるのではないかと思います。私は今出口のほうからファスト・トラックを見ていると言いましたが、ファスト・トラックは迅速性を稼ぐため。むしろ必要性のところはあまり、それは政策判断で、どなたかが考えているのでしょうか、あまりそちらに触れていないのではないかと。それに比べて我々の緊急時というか、こちらのほうは今の迅速性はもちろん考えている上に、もう一つ事業復旧とかそういう場合に必ずやりたいという強度の必要性、これが重なって入っているのではないかと思います。復旧事業その他で。

こうすることで我々の環境社会配慮の手続きは、くどいですが、ある意味では頭から尻尾までよくできているような気がする。ただJICAさんではファスト・トラックというものが一つの流れとして動いているのなら、どこかで接点ではないけれども、ファスト・トラック自体の要件は何なのか、書かれた文章はないですかね。あるんですか。そういう論拠とともにすり合わせをすると交通整理できるのではないかと、そういう印象を持ちました。

○松下主査 いかがでしょうか。ファスト・トラックと緊急時の措置の関係を整理したほうがいいと。おっしゃるとおりです。

○宮崎 整理したほうがよろしいですか。というのは、我々は別々のものと思っています、環境社会配慮はなるべく省略しないほうがいいと思っているわけです。緊急の案件であっても、整理することで緊急案件でも省略することができるみたいなことが自動的に分かるようになってしまわないほうが、逆にいいのかなという気がするのですが。

○作本委員 JICAさんがここで今書いていたり、あるいはガイドライン自体は場合によっては遅れる場合もありますよという、あとでやりますよという。そこは決意のレベルが高いというのは分かっているんです。ただ、私は42番に書いたときに無理が生じないですかというのは、実際に運用でそういう窮屈なところが出てこないでしょうかという、そっちのほうですが。これは間に合わない、とにかく事業を先に進めてください。戦後復興ではないけれども。ならばそれで進めて、人を救助する旨、災害救助をやらなければならないときもあるのではないのでしょうか。あとでゆっくり環境社会配慮を投げてくれるのは、要件だけきちんとしておけばいいのではないかと、それだけのことです。同じことを言っているのかもしれませんが。

○宮崎 早く対応しなければいけない案件であったとしても、もし本当に環境社会に大きな影響を与えるものがあるとするならば、それはなるべく避けたほうがいいわけですね。ですので、我々はなるべくA案件は緊急時にやらないように結果的に制限をかけて、明示的に何も書いてありませんけれども、A案件はあまりないということに……。

○宮崎 環境社会配慮をやろうとすれば、半年ぐらいはかかるわけですね。

○宮崎 もし大がかりな案件をやるとするならば、省略しないで時間はかかる。

○作本委員 半年、場合によっては1年かかるわけですね。目の前で台風の被害を受けた人たちの家を建てるとか何とかなってくれば、本当に一刻を急ぐこともあるでしょうしね。自分でもイメージが乏しくて整理できないんですけれども。

○松本委員 1点事実関係の質問をしますが、その際、開発計画調査型技術協力に限るわけではないですね。

○宮崎 わけではないです。

○松本委員 今までが全部それであったから、それが前提に議論がされているのですが、協力準備調査であることだって可能性としてはありますね。

○宮崎 そうですね。

○作本委員 ありがとうございます。

○松下主査 それではご指摘を踏まえて。それでは時間が1時間半以上経過しましたので、ここで休憩をとりまして40分に再開します。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時40分

○松下主査 再開いたします。引き続き質問、コメントを見ていきます。43番の作本委員、お願いいたします。

○作本委員 43番、44番、その前と同じですから、ありがとうございます。

○松下主査 44番と45番は石田委員の質問に対する回答があります。これをご覧いただいて、追加的な議論が必要であればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

JICAから追加的な説明はございますか。44についていかがでしょうか。

○宮崎 100%石田委員の意図を我々がくみ取れているかどうか分からないのなんですけれども、このときのことを書かれたスライドには、活動の一部が実施段階になって具体的になる場合がありますと言っているけれども、そんなのは当たり前ではないかと言っておられるように思います。おっしゃるとおり、具体的に事業を実施しながら計画を変更していくというのは今やもうよく行われていることなんですけれども、一時のJICAでは一度計画を作ったら、そこから動かしてはいけないと言っている時代がありました。馬鹿げているのですが。もしかしたらそういった時代の名残もあってこうい

った記録があったのかなと推察しております。しかし、ご指摘のとおり今はもうそう
いったことは普通の案件であっても、事業を実施している間でいろいろ動かさせてい
ただいておりますので、確かにその当時の議論は今から考えれば不思議ですねという
こと以上申し上げられることはございません。

○松下主査 45番はいかがでしょうか。これもこれまで大分説明していただいたこと
とダブっていますが。

よろしいですか。それでは46番。

○作本委員 お答えいただいたように特にスキームとかカテゴリー分類で、緊急時の
判断を縛りつけてしまうということ、そこは私も同じ考えです。それと先ほどの二つ
の仕組みの考え方を交通整理できたらという期待を持っています。特に緊急時の判断
は大所高所いろいろなところから判断がJICAさんだけではなくて、そういうこともあ
るかと思います。そこについて緊急性の具体的事例まで並べるなんていうことは私も
考えておりません。以上です。

○松下主査 いかがでしょうか。よろしいですか。それでは47番、柴田委員、お願い
いたします。

○柴田委員 47番は、私今日の議論を伺って、これまで考えていたこととちょっと違
ったなと思っています。これまで考えていたことは何かといいますと、例えば環境社
会配慮、本来要求されるものをスキップするような形で最終的な開発行為に着手する
場合があり得ると考えていました。そうなった場合には、事業着手以降フォローアッ
プできるようなものをちゃんとシステムとして持っていたほうがいいのではないかと
思います。例えば東日本大震災のときに、復興特区法というものができました。あれは具体的
に土地区画整理とか鉄道ですが、環境影響評価法が一部スキップできるような仕組みが
組み込まれました。その仕組みの中には、例えば事業実施後にスキップした分の調査
も含めてモニタリングとフォローアップをなささいという仕組みが入っています。そ
ういったものが環境社会配慮の手続きをスキップしたときには、仕組みとして必要な
のかなと考えていましたが、今日の議論を伺っていますと、詳細計画策定段階でスキ
ップするけれども、実際の開発行為が始まる前の本格調査段階で、そのスキップした
部分は必ず行われていますと。そうなってくると、私が考えていたものとは実際は違
うのかなと思います。なので結論から言いますと、実際に環境社会配慮をスキップし
た状態で具体的な開発行為に着手するというケースが考えられない、そういう場合は
あり得ないというのであれば、この47番で検討を提案させていただいたような内容は
検討しなくてもいいのかなと今考えています。

ですので、そこだけ確認といいますか、必ず実際の開発行為に入る前に1.8が適用さ
れたとしても、緊急時の措置が適用されたとしても、必ず行為の前には環境社会配慮
が入るのですよという理解でよろしいのでしょうか。

例えば今回は5案件全て開発計画調査であったり技術協力でしたということでしたが、

ほかのスキームでの協力になった場合でも同じように考えてよろしいでしょうかということです。

○宮崎 我々もまだ実績がないので、実はそのときになって、どこをどう省略できるのかは我々としても実績は積み上がっておりません。柴田委員からコメントをいただいたとき、確かにそうですねというのが我々が受けた印象です。先程来、他の委員の方々や柴田委員からも支障はなかったのですか、といただいたのに対して、支障があったとは我々は承知しておりませんとお答えしておりますが、将来的な課題として緊急時の案件にこういった形で、何らかの形でフォローアップすることが必要ということも考えられるかもしれませんね、という議論は中でもしたことはございます。

○柴田委員 そうすると運用見直しというのはあくまでも過去の運用を見直すという意味で、過去にそういうケースがなかったので、そういう意味では運用見直しの範囲ではないのかもしれないのですが、そのような場合も想定し得るという場合には、そういった工夫を今後ガイドラインや運用方針の中に織り込んでいくことをノートしていただければと思います。

○松下主査 ありがとうございます。

○作本委員 今の柴田委員のご意見はとても大事だと思います。日本の場合は規模要件で一定規模以上の対象事業だけにアセスをかけていますが、国によっては全てにあまねく簡単な調査を要求して、それから本格アセスをやるか、簡易アセスというか入口の初期調査みたいなものだけで終りにするかということで分かれています。そういう意味では簡易の、本当に紙数枚のものか分かりませんが、環境影響が生じるのか、大きいのか小さいのか。その場合対策をどう考えているかぐらいのところでの簡単な調査を出させるという形で、手段、方法を選ぶ考え方もあるかなという気がいたしました。初期段階で。それをこなしただで、その後に環境社会配慮をやるよね、そういう考え方も流れとしてはあり得るのではないかという気がいたします。以上です。

○松下主査 ありがとうございます。

○日比委員 最初の8番、9番がスライド16に関連するところですが。

○松下主査 16は非常に重要なポイントですから、再度見ていただいて。

○日比委員 8番、9番で私が書かせていただいたのは、基本的には先ほど作本委員が46番で触れたところでもありますが、緊急性が高いという判断は何を根拠に、何を基準にするのですかというのが一番のポイントになるかと思います。お答えとしては環境配慮手続きを実施する時間がないと判断される場合ということで、いろいろなケースがあるからクライテリアを設けるのは難しいということですが、そういうケースが環境社会配慮をする時間がないのかというのを何らかの基準、クライテリアを示していかないと。内部的な、あるいは説明していただいたらなるほどというのはあるかもしれませんが、外部向けにそれではちょっとアカウンタビリティとしてど

うなのかなと。緊急時の対応が本来の踏むべきステップをある意味飛ばす。内容的にはあとから本格調査の中でやりますということではありますが、プロセスとしては飛ばすという、例外的なルートを認めることになる以上、どういうものがそこに適用されて、どういう場合はいけないのか、明確な線引きをここですぐ示せなくても、これまでのガイドライン見直しでも議論していたような、例示をするとか、何らかの方向性、こういうものは緊急時と見て、具体的に外部の人から見ても分かるような少なくとも例示を設定するべきなのではないかなと思います。

これまでは5件のB案件が対象となったが、全て環境配慮もちゃんとやって問題ありませんでしたということだと思います。それはそれですばらしいことで、緊急的に対応したにもかかわらず環境社会影響をミニマイズした、それは誇るべきことです。だからといって今後もOKですということに本当にしていいのか。それではガイドライン、あるいはセーフガードとは言えないのではないかなと。もちろんJICAさんが、セーフガードがないからできないという意味ではないです。セーフガードとは、何らかの条件が重なって意図していた環境社会影響の緩和ができなかった、というような状態を未然に防ぐのが役割なのではないか。そう考えると特に甚大な影響が予見され得る場合というのは、ちゃんとステップを踏むようなプロセスにすべきなのではないか。

具体的には先ほどもちょっと言いましたけれども、Aカテゴリーは例えば緊急時対応の対象にはしないというのはあり得るのかなと。実際そんなに緊急時、しかもこれまでのところは自然災害の復旧がメインになっているところから考えると、なかなか緊急時にA案件が入ってくる可能性は低いのかなと思いますから、そのルールがあってもそれほど大きな影響はないのではないかなというのの一つ。仮に案件で急ぎたいものがあっても、それは環境社会的に影響が多いものであるから、環境社会配慮はちゃんとステップをしっかりと踏んでやるということは妥協すべきではないのではないかと考えます。

それからもう一つ、ファスト・トラックとガイドラインの1.8条は特に関連していないと理解しましたが、ファスト・トラックになることによって環境社会配慮以外のところで迅速化できるのであれば、少なくとも環境社会配慮の迅速化、1.8条を対象にするけれどもファスト・トラックでないというのはロジックとしてはあり得ないのかなと。少なくともファスト・トラックで環境社会配慮以外のところでの迅速化の努力をした上で1.8条の適用を考慮すべきものではないかと思います。どのようなプロジェクトあるいは条件が、1.8条に適用され得るのかはもう少し具体的に運用方針として明示すべきなのではないかと考えます。

○松下主査 今幾つのことを言われております。運用方針、これは一般に出すものではないですね。対外的に出すというのであればFAQに。

○日比委員 そういう意味で私はFAQもあるべきかなと。すみません、それは申し忘れましたけれども。

- 松下主査 今回の点についてJICAのほうからお答えというか。
- 日比委員 FAQも、なかったでしたか。既存のものがあったかと。
- 松下主査 4ページに。
- 日比委員 はい、だから当然そこに反映されるのかなと思いますけれども。
- 長瀬 ありがとうございます。少なくとも今日いろいろこういうふうに議論させていただいて、こういったところにご懸念があるか、我々も分かってきたかなと思っております。以前ご説明申し上げたようにファスト・トラックのやつは今回資料に入れさせていただいておりますけれども、JICAとしての制度ではありますが、環境社会配慮のための制度ではないということで、我々はそう簡単にいじれるものではないし、言えるものではないということもありますけれども、確かに環境社会配慮の手続きを実施する時間がないと判断することが許される場合はこういったものなのかは、どういう形で書けるのか、書けないのか、そこはまた我々のほうでも考えてみたいと思います。

一番ボトムラインとしては先ほど宮崎も申し上げたように、多少先送りみたいな形をしつつも、結局ガイドラインで求められているものは全てやっているということは我々自分たちでも、そこは確保しているつもりではあります。そういった何らかの制約はきちんと設けていくのかなという気はしております。とりあえず今私の頭に浮かぶのはそんなところですよ。

○宮崎 いただいた提言として残させていただくのかと思いますが、実際ほとんどの案件は緊急時の措置を適用していないのです。普通にやっていると。逆にこういう場合は省略できますみたいなものがはっきりすることのほうが、そちらに誘導することにもなりかねないのかなという気もしますが、そこはいかがでしょうか。

○日比委員 私は必ずしも個人的にはそう思わないです。逆に基準が妥当で堅固なものであれば、心配することはないのかなと思いますけれども。

○宮崎 誤解を呼ぶ説明になってしまうかもしれませんが、JICAの中でもこの環境社会配慮ガイドラインの中でも緊急時の措置は特段有名ではないです。ですので、多分省略できるとはあまり思っていないんです。そういう中ではっきりそれを明示することで、そっちに誘導することにもなりかねないかなという気もします。

○日比委員 逆に早くできるものは早いほうがいいと個人的には思うんです。本来緊急、一刻も早くと急ぐのに1.8条を知らずに迅速化できることができていないのであれば、それはそれでまたJICAにとっても相手国にとってもマイナスです。そのルールとして許されることを、活用する分には個人的にはそこは問題ないかなと思っています。それよりもどういう場合にできて、どういう場合にできないのかというのは明確なほうがいいのかなと思うのですけれども、この辺はいろいろな考え方があるかもしれないです。おっしゃる点もあり得るのかなと思います。

○松本委員 参考までにですが、ガイドラインの21世紀に入ってから改訂の中で最

初のJBICのガイドラインの改訂には緊急時は入らなかったです。2004年のJICAの改訂で初めて入ったんです。私の理解が正しければ、これは外務省の意向が強かった。つまりJICAのガイドライン改訂委員会ではほとんど議論されなかったのに、その後から入ってきたものと理解しています、背景として。実は2004年2月6日に私がJICAの環境助成課に送った意見書というのがあります。10年ほど前の2月です。そこで緊急時の対応について、このままではまずいという指摘をさせていただきました。これは緊急無償に限定すべきである。かつ自然災害の救援など、ガイドライン手続きを全て遵守すると明らかに人命に重大な影響を及ぼす場合と限定すべきである。そしてカテゴリーAにはこの例外措置を認めないこととするべきである。それから説明責任を審査諮問委員会、現在の助言委員会になりますが、ここで確保するという条件をJICA側に提案した過去あります。今、日比委員の話を聞いていると10年前の議論を思い出したわけです。

当時は多分外務省の意向もあってかなり難しい部分もあったと思いますが、10年間の積み上げの中で、逆にここまで言っても大丈夫なのではないかというラインをJICA側もお持ちなのかなと思うので、逆に以前は実例がなかったので、どこまで厳しめに書いてしまったらどうなるのだろうというのが分からなかった。むしろ宮崎次長がおっしゃったように実際の運用は、例えば私がここで書いたのは紛争後の復旧、復興には使うべきではない。なぜならば紛争後というのは社会が混乱しているし、人権状況もよろしくないんで、そこでガイドラインの手続きを簡略化するのはよくないと主張しました。自然災害は分かるけれども紛争後はやめたほうがいいという主張もここでさせてもらって、実際今まで一度もないわけです。緊急時の対応に紛争というものは、

こうやって考えてくるともう少し現実に合わせて日比委員のコメント、あるいは私の2004年2月のコメントも加味しながら、ある程度厳しめな運用ルールを作っても大丈夫なのかなと。逆にちょっとそういうふうに思いました。

○日比委員 もう一つ、これは別の側面、特に自然災害に対する復旧というのが主な対象に確かになってくるのかなと。自然災害自体の発生が増えている、いろいろなデータがありますけれども、でも増えている。影響を受ける人の数も影響を受ける経済的な価値も増えているというデータがありますから、こういうケースは今後増えてくる可能性はあるのかなと思います。その辺の背景も加味した上で、これまでOKだったからではなくて、今後どうするかという観点からご検討いただければと思います。

○宮崎 ぜひ検討させていただければと思いますし、松本委員がおっしゃった紛争後の場合は社会面の影響も多いので、むしろ厳しめにするべきではないかというお話も非常に理解できる話ですが、我々の環境社会配慮ガイドラインでどこまでみるのかというののもあって、別途例えば私ども復興支援案件などをやるときは、別の部署でピース・ビルディング・ニーズ・アセスメントというのをやっているわけで、そちらで見えている部分もあるわけです。負の影響を及ぼさないようにという形で。それを全部我々

のガイドラインに入れなければいけないのか。あるいは多少幾つかすみ分けをしなければいけないのかという点も、多分5年後の改訂のときにはまた議論させていただくポイントなのかなと思っております。

○松本委員 今のはまさにそのころも議論になったPNA、それをどう適用するかという議論、10年前はどう適用するかみたいな議論でしたが、おそらくJICAの中で紛争後の場合のアセスメントの方法も大分精練されてこられたと思いますので、それと抱き合わせで運用方針なりが出てくると、もう少しリアリティがあって。ちょっと簡略化されすぎていて、逆に誤解を招くかな。実際にはもう少しやられているにもかかわらず、何か書き方が簡略なものですから、この間の気候変動でもそう思いましたけれども、逆に誤解を招くのではないかという気はいたします。

○松下主査 それでは、また後で戻ってまいります、運用方針とFAQですね。残されているコメントを確認していきたいと思います。48番はいかがでしょう、谷本委員。

○谷本委員 これはJICAさんの判断がADBにも先送りというか、後ろのほうに持っていくという判断をされているのであれば、それで結構です。私は18ページ、19ページのあたりを読んでみたら、フレームワーク化という形で簡略していくのだなと、ADBが。そのように判断をしたんです。これは判断の違いですから、結構です。

○松下主査 49番は石田委員の質問です。これについては回答としてADBのインドの例が挙げられています。洪水被害に対処するインフラ復旧整備のプロジェクトが国立公園や保護区の中で行われる可能性が高いので環境カテゴリーはAと判断されて、Environmental Assessment and Review Frameworkを作成する、そういう回答がありました。これはこれで理解できると思います。

○柴田 こちらのスライドで示させていただいているのが、ご紹介した案件の概要になります。

○松下主査 よろしいですか。

それでは一通り質問とコメントは見ていただきました。取りまとめ方ですが、基本的には運用方針とFAQをどうするかというあたりがポイントになると思います。FAQについてもう1回見ていただけますか。現在の事務局案ではFAQは特に変更はしないという理解でよろしいですか。

○作本委員 ガイドラインも1.8のままですね。

○松下主査 はい、かみ砕いて書いていると思います。

○作本委員 分かりました。

○松下主査 日比委員、松本委員から具体的な改訂提案がもしありましたら。

○日比委員 まずFAQのほうではどういう形があるのかということですが、私が読むと、ではどういう場合が緊急を要する場合なのかというのは、これよりもう一段詳しいところで知りたくなるかなというのが一つ。

今日のお話、これまでのご説明で、これを見ると環境社会配慮をしないように読めるので、その回答はちょっと違うのかなと思うので、回答の中身は修正が必要かと思えます。この質問だけにするにしても、そこは必要かなと。最初に言ったようにどうい場合が緊急で環境ガイドラインに沿った形にする時間がないのはこういう場合です、という回答あるいは新たな質問を起こしてもいいですけれども、ということかなとは思います。

○松下主査 ほかに何かご意見はございますか。

これまで議論になったこと、一つは緊急時の具体的な例といいますが、クライテリア、それを書ければ書いていただきたいというのが一つ。

それから、環境配慮の手続きを省略する部分はあるけれども、最終的には何らかの形で配慮するのだということをどこかで書いたほうがいい。

○日比委員 質問をいいでしょうか。今改めて運用方針を見ていて、チェック2番目で、1例は開発計画調査型技術協力の詳細計画策定調査のプロジェクトで、私は今日の資料を見ながら、これがこのガイドライン1.8では省略されるのだと思っていましたが、これ以外に何か省略されるケースがあり得るという意味ですか。

○宮崎 あり得ると思います。実績がないだけで。ただ、我々も特段やりたいと思っているわけでは今の時点ないと思いますが。先ほどから申し上げているとおり開発計画調査型技術協力が一番初動で動きやすいスキームでしたので、緊急時の対応としてはそれを主に適用してまいりましたので、その議論ばかりさせていただいているわけですけれども、過去の助言委員会の議論を見ていただきますと、スライドの13ですね。特に一番下にございますのが、有償や無償だってありますというのがまさに外務省の方から、先ほど松本委員もご指摘のとおり出ております。この発言をもってかどうか分かりませんが、必ずしも開発計画調査型技術協力だけではないというふうに読めるようにはなっておりますが、これまでJICAとしてはやってはきていないし、通常、無償や有償は手続きに時間がかかるので、緊急時には適切ではないということであまり使ってきていなかったということとはございます。

○日比委員 何と申し上げたらいいのかという。

○柴田 正直なところ、この時の議事録を読むと一旦技術協力に限定するとなっていました。しかし、こういったご意見もあったので今のような文言に決定したようです。このとき事例として開発計画調査型技術協力で事前調査を行わない場合、今でいう詳細計画策定調査を行わない場合というのが「緊急時の処置」として想像される例として挙げられています。5年たってみても、結局、これしか今実績がないので、それ以外のところの運用を正直なところはっきりと定める材料が今我々もないというのが実態です。

○日比委員 運用方針を考えるプロセスとして、これまでやっていないから考えられないというのは検討のプロセスとしてはいかななものかと思えます。実績があったほ

うがいろいろ議論をしやすいのは確かですけれども、なかったものは現時点では想定しませんというのも変な話かなと思います。今日の議論からいくと有償とか無償での緊急の案件の場合は、何が省略されるかもよく分からないわけです。場合によっては技協による環境社会影響よりもよほど大きい可能性があるわけで、リソースを注ぎ込む場所が違うのではないかという気さえしてきてしまうんですけれども。私は例えばA案件を対象にしないとか、あるいは開発調査のみが対象になるというのは、これまでの積み上げからいったらそういうルールが一つメイクセンスだし、セーフガードとしても成り立つのかなと思いますけれども、これだとあまり……。何と言ったらいいいのかわからないですが、運用方針になっていないのではないかと思います。ここに書いてあることも基本的にガイドラインに書いてある、一つ目はガイドラインに書いてあることなのかなと思いますが、違いましたか。

○宮崎 先ほど松下主査から運用方針は外に出すものではありませんというお話をいただいていたかと思いますので、助言委員会の全体会合に対してはこれに対して委員の皆さんからこういう意見が出ましたという形で例えば出ささせていただくとか、そういうまとめ方で記録に残させていただくということではいかがでしょうか。

○日比委員 最後はJICAさんがそうご判断されればそうなるのですが、そういう意味では私はこれだと……。現実問題としてどうなるかという、結果的に大丈夫だったというのは多分そうなのだろうと思います。仮に有償、無償があったとしても、ひょっとしたら大丈夫なのかもしれないですが、セーフガードというものの考え方からすると、ここはある意味がほとんどないのではないかという気さえしてきてしまって、ちょっとどうも。こう思うのは私だけですかね。

○松本委員 例えば、どうですかね。現行ガイドラインの運用上、これまでは開発計画調査型技術協力を活用した自然災害への対応に限られている。これ以外のスキームもしくは状況によって本条項を適用する可能性が生じた場合は、これこれみたいものが助言委員会においてそのやり方について議論をする場を設けるであるとか。つまり開発計画調査型技術協力でかつ自然災害への対応であれば、とりあえず今のやり方を踏襲しても何とかいけそうだけれども、それ以外のものが発生した場合は、どういうふうに運用するかをやはり助言委員会にも掛けて議論していただきたい的なものではどうですか。

○日比委員 ありがとうございます。整理していただいて。

○松下主査 中間見直しをね。議論の結果としては、そういうまとめ方はあり得ると思います。

○作本委員 すみません、今の詳細化というか、具体的な例で環境社会配慮の適用を固めていくというか精緻化するのはいいと思いますが、もしそちらの方向を選ぶのなら先ほどのファスト・トラックですか、これと全く切り離して、ファスト・トラックとダブることは実際にあるかもしれないけれども、別のことであると。ファスト・

トラックの中の一部に今の我々の環境配慮は収まるものなのか、あるいははみ出すものなのかは分からないし、ファスト・トラックはまたJICA全体で考える判断であって、我々配慮のメンバーとしては環境配慮に関わる場所だけであってほしい、こうしてくださいと言ったほうがいいのかと、私ももう1回堂々巡りしていますが、そんな感じの印象を持っています。

○松下主査 ファスト・トラックの制度自体は迅速化する制度としてJICAの中にあります。説明もしようとして今回提起していただきました。ですから、環境ガイドラインに基づく運用の中ではファスト・トラックのことは明示的には出てこないというのでもいいわけですね。

○作本委員 そのほうが混乱がないだけでなく、JICAさんはJICAさんとして全体の事業について考え方があるでしょうし、環境のところだけで手順が前であれ、後であれ、そういう形の議論のほうがしやすいのではないかという気がします。そうすると先ほどより具体例を入れるとか、精緻化するとか、そういうことも作業としてはやりやすくなるという感じがいたします。

○松下主査 全体を通じて再度強調しておきたい点とか、これはぜひ残しておきたい点がありましたらご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○作本委員 見当外れですが、冒頭のほうに似たような言葉を使っていますが、今ODA大綱の見直しがこれから進んでいくのでしょうか、そういう場合に日本の戦略性を強調したような援助方針が示されていくと思います。その中にはこれからいろいろなものが入ってくるのではないかと思います。戦後復興ならばまだ理解ができる範囲ですが、関連の施設や何やら、そういうことが入って来ることが予想されます。そういう場合に緊急性は環境のところでの緊急性ならばとても大賛成だし、ますます発展してもらいたいと思いますが、ODA大綱自体が今度変わってしまって、JICAさんに影響があるかないか分かりませんが、そのようなところが緊急性と戦略性と重なるような議論が出てくると我々としてはどうしたらいいのか。話は外れますけれども、松本さん、どうですか。

○松本委員 そういう意味では想像するにその中で楯になっているような気がしますけど。制度全体が動いている方向の中でこの緊急時の適用をこの程度に抑えていく、これは議事録に残るのです。そういう気はします。

我々は2004年から濫用防止をどうするのですかという議論をしてきたんです。上條さんもそこにいらっしゃいますけれども。これはすごく匙加減がいろいろやれる条項を残してしまったという思いがあるので、すごく気にはなっている条項です。その意味では少なくともJICAさんの説明にあったように、これまでの運用上はかなり限定的だし、納得できるような範囲の中で適用しているのではないかという気はしますけれども。

○作本委員 ありがとうございます。

- 日比委員 逆にこの1.8条を適用したいのだけれどもと言って、審査部が駄目だと言った事例はありますか。
 - 長瀬 正直あまり例がないというのが実態です。
 - 松下主査 適用したいかどうかはプロジェクトを担当する部局から出てきます。それに対してノーと言ったことはあまり例がない。
 - 長瀬 あまり記憶にはないですね。
 - 松下主査 適用したいというほうを限定的に考えてきたというのがこれまでの経緯だと。
 - 長瀬 そうなんでしょう。
 - 松本委員 寝た子を起こすな条項。今のうち対策ではなくて寝た子を起こすな条項。そういう感じです。
 - 松下主査 大分議論をしていただきまして、お互いに理解が深まったと思います。全体会議への報告の仕方について、また改めて案をご検討いただき、それを基にまたメールで審議を取りまとめていく、そういう方向でよろしいでしょうか。
- 今日はまだ少し時間がありますが、ここで議論としては終了させていただきたいと思います。今後の予定について事務局からお願いします。
- 長瀬 できれば1月の全体会合でご報告できるような形にまで進めればいいのですが、今までの感じだと結構メール審議も時間がかかっているようですので、それは決してすっ飛ばすつもりはないので、きちんとやっていきたいと思っております。なるべく我々のほうからも一案は早めに出したいと思っております。
 - 松下主査 それでは、今日はどうもありがとうございました。

午後4時25分閉会